

広島市告示第286号  
令和元年10月25日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (1) 名称 イオン西風新都ショッピングセンター
- (2) 所在地 広島市安佐南区大塚西六丁目7044番

2 大規模小売店舗を設置する者

マックスバリュ西日本株式会社  
代表取締役 平尾 健一  
広島市南区段原南一丁目3番52号

3 変更事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) 別紙のとおり
  - (変更後) 別紙のとおり
- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
  - (変更前) 別紙のとおり
  - (変更後) 別紙のとおり

4 変更年月日

別紙のとおり

5 届出年月日

令和元年10月15日

6 届出書の縦覧場所

- (1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
- (2) 広島市安佐南区古市一丁目33番14号  
広島市安佐南区役所市民部区政調整課

## 7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

### (1) 縦覧期間

令和元年10月25日から令和2年2月25日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び令和元年12月30日から令和2年1月3日までを除く。

### (2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

## 8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

## 9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 令和2年2月25日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課

別紙

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目 3番52号	

(変更後)

名称	代表者	住所	変更年月日・理由
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目 3番52号	令和元年9月10日 代表者交代のため

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 加栗 章男	広島市南区段原南一丁目3番52号	
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 浩司	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	前回届出時錯誤
株式会社ライトオン	代表取締役 藤原 政博	茨城県つくば市吾妻一丁目11番地1	平成31年2月28日 退店
株式会社岩崎宏健堂	代表取締役 富永 幸朗	山口県周南市下一の井手5636-5	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
株式会社明林堂書店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町15番15号	

(変更後)

小売業者		住所	変更年月日・理由
氏名又は名称	代表者		
マックスバリュ西日本株式会社	代表取締役 平尾 健一	広島市南区段原南一丁目3番52号	令和元年9月10日 代表者交代
株式会社チヨダ	代表取締役 舟橋 政男	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	

株式会社ウイル	代表取締役 島田 克茂	広島県大竹市晴海一丁目6 番10号	平成31年3月1 日 入店
株式会社岩崎宏健 堂	代表取締役 富永 幸朗	山口県周南市下一の井手5 636-5	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東 一丁目4番14号	平成30年3月1 日 代表者交代
株式会社明林堂書 店	代表取締役 宮脇 範次	大分県別府市山の手町15 番15号	